

# 情報セキュリティ方針

## 1. 目的

コネクト株式会社（以下、当社という）が事業を行う上でお客様からお預かりする個人情報、及び契約・仕様情報等の機密情報の保護はもとより、これらの情報を保管、利用等する上で必要な資産の保護・管理及びセキュリティ環境の強化を図ることにより、セキュリティに関する事件・事故を未然に防止します。また、サービスを提供していく中で、関係する法令・規制・規則及びお客様との契約要求事項を遵守することにより、関わる全ての方に信頼される企業となることを目的とし、行動します。

## 2. 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、機密性、完全性及び可用性を確保し維持することをいう。

### (1) 機密性 (confidentiality) :

認可されていない個人、エンティティ又はプロセスに対して、情報を使用させず、また、開示しない特性（アクセスを許可された者だけが、情報にアクセスできること）

### (2) 完全性 (integrity) :

正確さ及び完全さの特性（情報は正確であり、情報の処理方法が統一化されていること）

### (3) 可用性 (availability) :

認可されたエンティティが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性（アクセスを許可された者が、必要なとき必要な情報にアクセスできること）

## 3. 適用範囲

情報セキュリティマネジメントの適用範囲は、当社の全組織及び全業務とする。

(1) 組織 : コネクト株式会社 CONNECT TECH HUB

(2) 拠点 : 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー 21階

(3) 業務 : 当社が行う以下の全ての業務

- ・TECH キャリア育成事業
- ・インターネットサービスの開発事業
- ・労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業
- ・前各号に附帯するすべての管理業務

## 4. 実施事項

- (1) 情報セキュリティの基本的な維持事項である「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保し維持すること。
- (2) 社内規則、規制及び法律の要求事項に対して違反しないこと。
- (3) 重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをすること。
- (4) 情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲全ての社員等に対して定期的実施すること。
- (5) 情報セキュリティの事件事故及び疑いある弱点のすべてが報告され、調査されること。
- (6) 情報セキュリティの違反及び、疑いある違反のすべてが報告され、調査されること。

## 5. 責任と義務及び罰則

- (1) 情報セキュリティの責任は、代表取締役社長が負う。そのために代表取締役社長は、全ての社員等が必要とする資源を提供する。
- (2) 全ての社員等は、情報を守る義務がある。
- (3) 全ての社員等は、本方針を維持するため策定された手順に従わなければならない。
- (4) 全ての社員等は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有する。
- (5) 全ての社員等は、当社が取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行なった場合は、懲戒処分及び法的処分の対象となる。

## 6. 継続的改善

経営者は、常に変化するリスクに対して効率的にマネジメントを行なうため、当社のI SMSを継続的に改善します。また、本方針と整合性のある情報セキュリティ目的・目標を確立し、達成状況を評価します。

制定：平成28年9月28日 改訂：令和5年10月31日  
代表取締役 山田 雄亮